

報道関係者 各位

平成21年6月12日 18:30
新型インフルエンザ対策推進本部
照会先:メディア班
(電 話) 03(3503)6040
内線(8778、8779、8780)

新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における
「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について【更新 第5報】

本日、別紙の事務連絡を各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局長宛てに発出しましたので、公表します。

事務連絡
平成21年6月12日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

**新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）
等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について
【更新 第5報】**

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」につきましては、平成21年6月11日付け事務連絡「新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）等における『患者や濃厚接触者が活動した地域等』について（更新 第4報）」でお知らせしていますが、兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市、新潟県新潟市、静岡県静岡市、和歌山県和歌山市、福岡県について以下の通りとなりましたので、下記のとおり公表します。

記

平成21年6月11日付け事務連絡において、1.（3）その他として掲載されていた兵庫県尼崎市、兵庫県西宮市については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ないことなどから、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」に該当しなくなりました。

また、同事務連絡において、2. その他として掲載されていた新潟県新潟市、静岡県静岡市、和歌山県和歌山市、福岡県については、患者が治癒して7日経過し、かつ、新たな患者発生が7日間ない状況となっております。